

資料編

資料 1. 栄町政策審議会設置条例

○栄町政策審議会設置条例

平成 23 年 9 月 26 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条 総合計画等の策定及び推進、簡素で効率的な町政を実現するための行政改革(第 3 条第 2 号において「行政改革」という。)の推進その他の町政に関する重要事項について調査審議するため、栄町政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「総合計画等」とは、栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び当該基本構想に基づき栄町の行政全般に係る政策又は施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画並びに栄町の個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画をいう。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 総合計画等の策定に関する事項
- (2) 行政改革の推進を図るための大綱の策定に関する事項
- (3) 総合計画等又は前号の大綱に基づく政策又は施策の推進及び評価に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町政に関する重要事項

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、地方公共団体の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(栄町総合計画審議会設置条例及び栄町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 栄町総合計画審議会設置条例(昭和43年栄町条例第15号)

(2) 栄町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年栄町条例第20号)

(経過措置)

3 この条例の施行前に栄町総合計画審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について栄町総合計画審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年栄町条例第13号)の一部を次のように改正する。

資料2. 栄町政策審議会委員名簿

栄町政策審議会委員名簿

任期：R2.12.21～R4.12.20

No.	氏名	分野	備考	
1	南 博	子育て分野	社会福祉法人 みなみ福祉会 みなみ栄保育園園長 栄町総合戦略会議委員	
2	中 村 光 夫	高齢者・障がい者分野	栄町民生委員児童委員協議会会長	
3	中 澤 一 夫	健康づくり分野	栄町健康づくり推進協議会	副会長
4	阿 部 恵 美 子	生涯学習分野	栄町社会教育委員副委員長	
5	大 三 川 直 子	生涯学習分野	栄町スポーツ推進委員副会長	
6	大 野 久 男	農業分野	栄町農業委員会会長	
7	池 田 和 彦	商業分野	栄町商工会会長 栄町総合戦略会議委員	
8	船 越 勝 行	工業分野	日本食研ホールディングス株式 会社 千葉本社総務部次長 栄町総合戦略会議委員	
9	椎 名 誠	観光分野	公益社団法人 千葉県観光物産協会専務理事 栄町総合戦略会議委員	
10	山 本 篤 子	協働分野	栄町住民活動支援センター運営 委員	
11	八 田 羽 和 枝	協働分野	成田空港地域共生・共栄会議共 栄ワーキングメンバー	
12	佐 藤 恵	学識経験者	千葉経済大学経済学部教授	会長
13	砂 川 哲 也	金融機関	千葉銀行安食支店長 栄町総合戦略会議委員	
14	石 田 和 也	金融機関	京葉銀行栄支店長 栄町総合戦略会議委員	
15	伊 藤 完	報道関係	株式会社広域高速ネット二九六 常務取締役	

栄町政策審議会委員名簿

任期：R4. 12. 21～R6. 12. 20

No.	氏名	分野	備考	
1	南 博	子育て分野	社会福祉法人 みなみ福祉会 みなみ栄保育園園長 栄町総合戦略会議委員	
2	中 村 光 夫	高齢者・障がい者分野	栄町民生委員児童委員協議会会長	
3	中 澤 一 夫	健康づくり分野	栄町健康づくり推進協議会	副会長
4	阿 部 恵 美 子	生涯学習分野	栄町社会教育委員副委員長	
5	大 三 川 直 子	生涯学習分野	栄町スポーツ推進委員副会長	
6	宮 本 敏 郎	農業分野	栄町農業委員会会長	
7	池 田 和 彦	商業分野	栄町商工会会長 栄町総合戦略会議委員	
8	船 越 勝 行	工業分野	日本食研ホールディングス株式 会社 千葉本社総務部次長 栄町総合戦略会議委員	
9	椎 名 誠	観光分野	公益社団法人 千葉県観光物産協会専務理事 栄町総合戦略会議委員	
10	山 本 篤 子	協働分野	栄町住民活動支援センター運営 委員	
11	八 田 羽 和 枝	協働分野	成田空港地域共生・共栄会議共 栄ワーキングメンバー	
12	佐 藤 恵	学識経験者	国士舘大学政経学部教授	会長
13	砂 川 哲 也	金融機関	千葉銀行安食支店長 栄町総合戦略会議委員	
14	阿 部 徹	金融機関	京葉銀行栄支店長 栄町総合戦略会議委員	
15	伊 藤 完	報道関係	株式会社広域高速ネット二九六 常務取締役	

1. 栄町第5次総合計画後期基本計画骨子（案）について（諮問）

栄企第62号
栄町政策審議会様

栄町第5次総合計画後期基本計画骨子（案）について（諮問）
このことについて、栄町政策審議会設置条例第3条の規定により諮問します。

令和4年11月8日

栄町長 橋本 浩

記

1. 諮問主旨

本町では、第4次総合計画に掲げた将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさとさかえ」を継承しつつ、まちづくりの新たな課題に対応するため「栄町第5次総合計画」を策定し取り組んできました。

なお、現計画は、社会経済情勢の変化や本町の財政状況に対応し実効性の高い計画とするため、基本構想期間の8年間で前期・後期に分け、前期基本計画は平成31年度から4年間とし、令和4年度末で満了を迎えます。

この間、新型コロナウイルス感染症の発現による社会経済活動の変容、SDGsや自治体DX等の新たな社会的要請が発生し、町を取り巻く情勢が大きく変化したことから、改めて町民の意識を十分に考慮しつつ、時代にあった計画とすべく、令和5年度から8年度を計画期間とする「基本計画骨子（案）」について貴審議会へ意見を求めるものです。

2. 諮問事項

別添「栄町第5次総合計画後期基本計画骨子（案）」

2. 栄町第5次総合計画後期基本計画骨子（案）について（答申）

答 申 第 1 号

令和4年11月18日

栄町長 橋本 浩 様

栄 町 政 策 審 議 会
会 長 佐 藤 恵

栄町第5次総合計画後期基本計画骨子（案）について（答申）

令和4年11月8日付け、栄企第62号で諮問のあった栄町第5次総合計画後期基本計画骨子（案）について、栄町政策審議会設置条例第3条の規定により、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

なお、今後の後期基本計画の策定に際しましては、委員からの考慮すべき意見については、必要な対応に努められるようご配慮願います。

3. 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

栄 企 第 9 2 号
栄町政策審議会 様

栄町第5次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）
このことについて、栄町政策審議会設置条例第3条の規定により諮問します。

令和5年2月22日

栄町長 橋本 浩

記

1. 諮問主旨

栄町政策審議会で御審議いただいた栄町第5次総合計画後期基本計画骨子（案）に基づき調整を加え分野別施策を整理し、更に町民の意見（パブリックコメント）を反映させた栄町第5次総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会へ意見を求めるものです。

4. 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

答 申 第 2 号

令和5年3月7日

栄町長 橋本 浩 様

栄 町 政 策 審 議 会
会 長 佐 藤 恵

栄町第5次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和5年2月22日付け、栄企第92号で諮問のあった栄町第5次総合計画後期基本計画（案）について、栄町政策審議会設置条例第3条の規定により、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

なお、委員からの配慮すべき意見については、必要な対応を講じるようお願いします。

資料4 栄町第5次総合計画後期基本計画の策定経過

年	月	日	主な内容
令和3年	7月	13日	栄町政策会議（栄町第5次総合計画後期基本計画の策定手法について）
	8月	27日	栄町政策会議（栄町第5次総合計画後期基本計画の策定にかかる予算措置等について）
	9月	7日	栄町議会（全員協議会説明）（栄町第5次総合計画後期基本計画の策定について）
	10月	27日	令和3年度第1回栄町政策審議会（栄町第5次総合計画後期基本計画策定方針について）
	11月	19日	栄町政策会議（町民意識調査の実施について）
		30日	栄町議会（全員協議会説明）（町民意識調査の実施について）
12月	7日	町民意識調査実施 期間：～12月24日（満16歳以上2,000人を対象 回収率35.6%）	
令和4年	2月	8日	栄町政策会議（町民意識調査の速報値について）
		22日	栄町議会（全員協議会説明）（町民意識調査の速報値について）
	3月	24日	栄町政策会議（町民意識調査結果・後期基本計画基礎調査について）
		29日	令和3年度第2回栄町政策審議会（町民意識調査結果・後期基本計画基礎調査について）
	4月	26日	栄町政策会議（栄町第5次総合計画後期基本計画策定本部の設置等について）
	6月	10日	各種団体へ意見募集（期間：～8月31日）
	7月	5日	第1回栄町第5次総合計画後期基本計画策定本部会議（後期基本計画策定方針について）
	8月	23日	栄町第5次総合計画後期基本計画重点プロジェクトワーキンググループ設置 栄町第5次総合計画後期基本計画重点プロジェクトワーキンググループ全体会議
		28日	若者会議（ZOOMオンライン開催）
	10月	3日	産業活性化重点プロジェクトワーキンググループ成果報告（町長へ）
		4日	時代のニーズに対応したまちづくり重点プロジェクトワーキンググループ成果報告（町長へ）
		6日	災害に強いまちづくり重点プロジェクトワーキンググループ成果報告（町長へ）
			定住・移住促進まちづくり重点プロジェクトワーキンググループ成果報告（町長へ）
			協働のまちづくり重点プロジェクトワーキンググループ成果報告（町長へ）
	14日	栄町第5次総合計画後期基本計画重点プロジェクトワーキンググループ報告会（職員へ）	
	11月	2日	第2回栄町第5次総合計画後期基本計画策定本部会議（前期基本計画の評価・後期基本計画骨子（案）について）
		8日	栄町政策審議会へ諮問（後期基本計画骨子（案））
		14日	令和4年度第1回栄町政策審議会（後期基本計画骨子（案）について）
		18日	栄町政策審議会より答申（後期基本計画骨子（案））
		25日	栄町政策会議（後期基本計画骨子について）
29日		栄町議会（全員協議会説明）（後期基本計画骨子について）	
令和5年	1月	18日	第3回栄町第5次総合計画後期基本計画策定本部会議（後期基本計画（案）について）
		26日	栄町第5次総合計画後期基本計画（案）パブリックコメント実施（期間：～2月8日）（意見数60件）
		17日	第4回栄町第5次総合計画後期基本計画策定本部会議（後期基本計画（案）について）
	2月	22日	栄町政策審議会へ諮問（後期基本計画（案））
		24日	栄町政策会議（後期基本計画（案）について）
	3月	2日	令和4年度第2回栄町政策審議会（後期基本計画（案）について）
		7日	栄町政策審議会より答申（後期基本計画（案））
		7日	栄町議会（全員協議会説明）（栄町第5次総合計画後期基本計画（案）について）



〈発行・編集〉

栄町 千葉県印旛郡